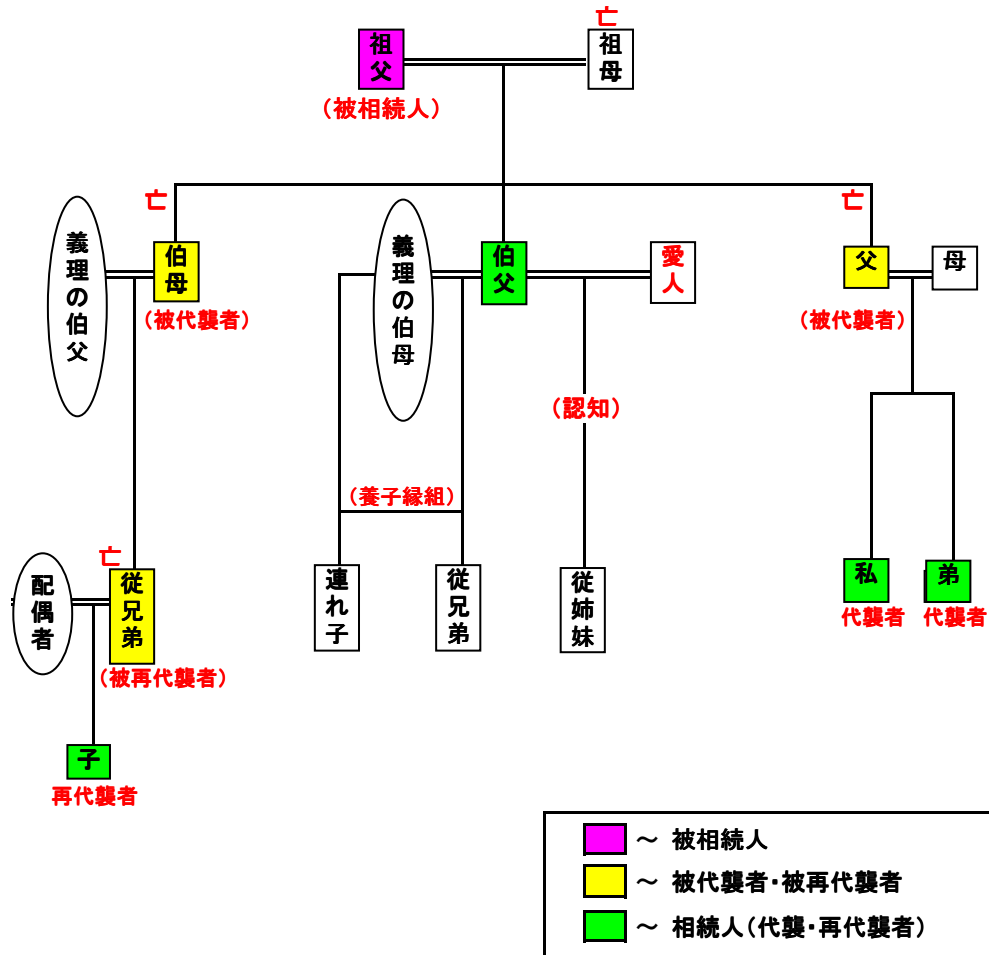


## 代襲相続の制度



上記の図のように、祖父の相続開始以前に、父・伯母が死亡し、さらに伯母の子(従兄弟)も死亡している場合、民法の原則どおりでは、相続人は伯父だけとなり極めて不公平となります。

そこで民法は、相続開始以前における死亡・欠格または廃除により相続人が相続権を失った場合は、その相続人の直系卑属が受けるはずであった相続分を相続することとしました。これが「代襲相続の制度」です。